

建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の
指名基準

平成23年4月1日企財第18号

(指名の基本方針)

第1 入札参加者の指名は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 指名する者の総数は、おおむね10者以上とすること。ただし、受託可能な有資格者が定められた数に満たない場合等やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- (2) 指名は、特定の者に偏りしないよう公平かつ適切に行うこと。
- (3) 指名は、委託業務成績、技術的適性、地理的条件、不誠実な行為の有無、経営状況等を十分配慮して行うこと。
- (4) 町内資格者で受託可能と認められる業務については、極力町内資格者のうちから指名するよう配慮すること。

(非指名理由に該当する事項)

第2 次の各号にいずれかに該当する者は、指名しないものとする。

- (1) 指名停止期間中である者
- (2) 不正又は不誠実な行為がある者
- (3) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (4) 建設関連業務に係る委託業務成績が著しく不良である者
- (5) 安全管理の状況が建設関連業務の受託者(以下「受託者」という。)として不適当であると認められる者
- (6) 労働福祉の状況が、受託者として不適当であると認められる者
- (7) その他不公正又は不誠実と認められる事由等があり、受託者として不適当であると認められる者

(運用基準)

第3 この基準に定める事項の運用基準は、別紙「建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の指名基準の運用基準」のとおりとする。

附 則

この基準は、平成23年7月1日から施行する。

別紙

建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の指名基準の運用基準

(指名の基本方針)

第1 次に掲げる事項については、指名の際に十分配慮するものとする。

(1) 技術的適性(第1第3号関係)

当該業務を実施するための技術士等を十分確保できること。

(2) 不誠実な行為の有無(第1第3号関係)

建設関連業務に係る委託契約書に基づく業務関係者に関する措置請求に受託者が従わないこと等委託契約の履行に係る不誠実な行為の有無。

(3) 経営状況(第1第3号関係)

経営状態が健全であること。

(非指名理由に該当する事項)

第2 次の各号のいずれかに該当する者は、指名しないものとする。

(1) 当該業務の指名の日において、町営建設工事に係る指名停止等措置要綱(平成6年山田町告示第21号。以下「措置要綱」という。)に基づく指名停止又は文書警告(以下「指名停止等」という。)に伴う非指名を受けている者

(2) 次に掲げる不正又は不誠実な行為のいずれかに該当する者

ア 建設関連業務に係る委託契約書に基づく業務関係者に関する措置請求に受託者が従わないこと等の状態が当該業務の指名の日まで継続しており、委託契約の履行が不誠実であると認められること。

イ 暴力団員が実質的に経営を支配する建設関連業者であること。

ウ 当該業務の指名の日において、措置要綱の規定に基づく指名停止等の措置に該当すると認められること。

(3) 当該業務の指名の日において、手形交換所による取引停止処分、主要取引銀行からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者

(4) 安全管理の改善に関する労働基準局等からの指導に対する改善が行われていない者

(5) 賃金不払等労働福祉に関する不正又は不誠実な行為がある者

(6) 前各号に掲げるもののほか、当該業務の指名の日の直前において、その他不正行為等がある者